太田市告示第５４号

太田市放置自動車等防止条例（平成１７年太田市条例第２６８号）第１８条第１項の規定により、放置自動車を廃物認定したので、同条第２項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和８年４月２０日

太田市長　穂積　昌信

１	放置場所	太田市金山町 38-12　市営駐車場　地内
２	放置自動車等の形状	別紙一覧のとおり
３	廃物の措置	告示をした日から 15 日間経過した場合は、廃棄物として処理いたします。
４	連絡先	太田市役所産業環境部観光プロモーション課 電話 0276-47-1833

別紙

No	メーカー・車種	種別	塗色	自動車登録番号標等・ 車体番号	写真
1	ダイハツ・タント	軽自動車	紫	群馬581の3008 L350S-0174291	

様式第10号(第15条関係)

除　去　指　示　書

令和8年4月20日

この物件は、太田市放置自動車等防止条例第8条の規定に違反していますので速やかに除去するよう指示します。

次の除去期限経過後も放置されているときは、廃棄物として処分します。

1　除去期限　　令和8年5月4日

太田市長　　穂積　昌信

(担当　太田市産業環境部観光プロモーション課)